

土地立入の申請について

公共工事等にかかる事前調査、土地や生態の研究にかかる調査等で組合管理地（公道の通行及び自身の所有地・借地契約地に立入るための通行を除く）に立入りしたい場合、下記の手順により土地立入申請を行ってください。

- 1 立入許可対象 公共工事及び電気事業工事等にかかる事前調査、公共性の高い事業にかかる土地の調査、その他生態研究にかかる調査等応談
- 2 立入期間 上限等なし ※断続的に立入る場合は、期間の他、立入の周期や実働日数等を願出書に記載すること。
- 3 土地立入の流れ (1) 添付書類と共に土地立入願を組合へ提出
 (2) 組合から土地立入許可書を交付し、土地立入を許可
 (3) 目的を達成し、立入を終了した際は組合へ終了した旨を連絡
- 4 提出書類の留意点 * 組合管理地は三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合の2組合で管理区域が分かれているため、使用する箇所により申請先が変わりますので、事前に組合へお問い合わせください。
 * 組合で公表している上記書類の様式は作成例であり、申請者独自の様式で提出いただいても問題ありません。

※ その他不明な点は組合までお問い合わせください。

箱 根 山 組 合 事務所：三島市中央町 5-5 三島市役所中央町別館 4 階 TEL：055-976-1013 FAX：055-9761043 Mail：hakonesan@city.mishima.shizuoka.jp
